

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処内	分の	内容	主違反の条	項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	知床運輸有限公司(法人番号8462502001067) 代表者蓮井千代利	北海道標津郡標津町伊茶仁38番地3		本社営業所	北海道標津郡標津町伊茶仁38番地3	R4.10.25	輸送施設の使用停止(80日車)	及び	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	他11件	令和4年5月19日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)整備管理者の選任(変更)届出義務違反(安全規則第3条の2)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録保存義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録保存義務違反(安全規則第9条)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(12)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8
2	株式会社青函運輸(法人番号5440001001023) 代表者田中照信	北海道上磯郡木古内町字新道107番地の6		余市営業所	北海道余市郡余市町栄町44番地8	R4.10.25	輸送施設の使用停止(10日車)	及び	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	他3件	令和4年6月2日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
3	株式会社オカダ(法人番号9430001041512) 代表者岡田恵太	北海道札幌市白石区北郷3条3丁目13-17		恵庭営業所	北海道恵庭市戸磯536番地16	R4.10.25	輸送施設の使用停止(70日車)			貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	他1件	令和4年6月16日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(2)事故の届出義務違反(貨物自動車運送事業法第24条)	7	7

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	主たる違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
4	株式会社新開エクスプレス(法人番号8430001054878) 代表者佐藤哲也	北海道苫小牧市新明町1丁目6番7号	本社営業所	北海道苫小牧市新明町1丁目6番7号	R4.10.25	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他8件	令和4年6月20日及び令和4年7月6日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)事故の記録事項義務違反(安全規則第9条の2)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	2	2	
5	下重建設興業株式会社(法人番号5460101000724) 代表者下重博昭	北海道帯広市東15条南4丁目1-54	本社営業所	北海道中川郡幕別町千住397-55	R4.10.25	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他8件	令和4年7月7日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7	

